

学校法人君が淵学園役員報酬規程

(目的)

第 1 条 学校法人君が淵学園の役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 役員とは、理事（理事長を含む）ならびに監事をいう。

(報酬額決定の原則)

第 3 条 報酬額は、理事長、理事・監事の別により決定する。

(報酬額決定)

第 4 条 報酬額は、別表 I の範囲内において理事会にて決定する。

(報酬の支払)

第 5 条 報酬は本人が指定する金融期間への口座振込によって支払う。

2 報酬は毎月 1 日から末日までを 1 カ月として計算し、毎月 25 日に支払う。

但し、支払日が休日の場合は、その前日に繰り上げて支払う。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I

区 分	報酬月額
理事長	～ 4 0 万円
理事、監事	～ 3 0 万円

学校法人君が淵学園役員退職金支給規程

(目的)

第 1 条 学校法人君が淵学園の役員退職金に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 役員とは、理事（理事長を含む）ならびに監事をいう。

(退職金の算定)

第 3 条 退職金算定は、次の各号によるものとする。

- (1) 退職金は、基準額 10 万円に役員在任年数を乗じた額とする。
- (2) 役員在任年数には、法人職員在任年数を含まない。
- (3) 1 年未満の在任期間については、切り捨てる。
- (4) 在任中特別に功績があった者には、算定された額を増額することができる。

(退職金の支払)

第 4 条 退職金は、本人が指定する金融機関への口座振込によって支払う。

2 退職金は、退職日から 1 か月以内に支給するものとする。

(事務)

第 5 条 この規程の事務は、総務課において取り扱う。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。